

委員会提出議案第 4 号

東広島市議会委員会条例の一部改正について

東広島市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 8 日提出

提 出 者 東広島市議会議会運営委員会
委員長 石 原 賢 治

東広島市議会委員会条例の一部を改正する条例

東広島市議会委員会条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 0 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 4 号中「都市部」を「都市交通部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

東広島市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）

第１０９条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。